患者さまへのご案内（保険医療機関における書面掲示）

患者様にお伝えしておくべき内容について下記にまとめて記載いたします。
当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

● 夜間・早朝等加算

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算50点を診察料に加算させていただきます。
平日：18時以降 土曜日：12時以降

● 明細書発行体制等加算

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。
発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

● 医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

● 医療DX推進体制整備加算

当院では医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。
オンライン資格確認システム等により取得した診療情報を活用して診療を行う、電子処方箋を発行しております。電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

● 外来後発医薬品使用体制加算

当クリニックでは、後発医薬品（ジェネリック）の使用を推進しており「外来後発医薬品使用体制加算」の届出を行っております。

● 一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行っております。

● 短期滞在手術等基本料1

日帰り手術に関して、行政が求めている適正な施設基準を満たしていると届出し受理されています。

● コンタクト検査料1

当院はコンタクトレンズ検査料1（200点）を算定しております。

● ベースアップ評価料1

医療機関で働く職員の賃金引き上げを目的とした新しい評価制度です。
ベースアップ評価料1で得た診療報酬の全額を職員の賃上げに使用することを条件に算定させていただいております。

【医療DX推進体制整備加算に関するお知らせ】

当院では「医療DX推進体制整備加算」について以下の通り対応を行なってまいります。
「DX」とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術を活用して医療サービスの提供方法や医療情報などの活用を革新することを指す言葉です。
医療DXでは、診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、皆様がより良質な医療を受けられ、より個別化された治療を実現できる体制の構築を目指します.
＜当院で取り組んでいること＞
1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
3. オンライン資格確認等システムから取得した医療情報等を、診察室で閲覧または活用できる体制を有 しております。
4. 医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
6. 電子処方箋の発行をおこなっております。
7.電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中となります。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定いたします。
●医療DX推進体制整備加算（月1回）
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

つじもと眼科クリニック